

- 問1 日本国憲法第41条では、国会を「国の唯一の立法機関」と定めています。この「唯一の立法機関」という言葉が持つ、憲法上の意味として最も適切な説明を選びなさい。 (2016年 静岡県公立入試 類似)

1. 国会だけが国の法律を制定する権限を持ち、他の機関による関与を必要とせずに単独で立法を行うことができること

2. 内閣が作成した法律案を、最高裁判所が最終的に承認することによってのみ法律が成立すること

3. 天皇が国の政治に関する実権を持ち、国会の審議を経ずに法律を制定できること

4. 地方公共団体の議会が制定する条例が、国の法律よりも優先される権限を持つこと
- 問2 日本国憲法において、衆議院と参議院の議決が異なった際、衆議院の議決が国会の議決として優先される「衆議院の優越」が認められている理由として、最も適切な説明はどれですか。 (2021年 大阪府公立入試 類似)

1. 衆議院議員の被選挙権が25歳以上と参議院より低く設定されており、若者の意見を政治に取り入れることが期待されているため。

2. 衆議院は参議院よりも任期が短く、途中で解散もあるため、参議院に比べてより国民の意思を反映しやすいと考えられているため。

3. 衆議院は国政調査権を単独で行使できる権限を持っており、行政監視の役割が参議院よりも強く求められているため。

4. 衆議院は参議院よりも議員定数が多く、本会議での採決において多数決の原理をより正確に反映できる組織構成となっているため。
- 問3 司法制度改革の一環として2009年から導入された、くじで選ばれた国民が重大な事件の審理に参加する制度において、対象となる裁判の種類はどれか。 (2016年 北海道公立入試 類似)

1. 家庭裁判

2. 行政裁判

3. 民事裁判

4. 刑事裁判
- 問4 裁判員制度において、裁判員が選任された後、判決が出されるまでに行われる手続きの順序として、適切なものはどれですか。 (2018年 北海道公立入試 類似)

1. 法廷での公判に参加し、その後に裁判官と評議を行う

2. 判決の内容に対して不服がある場合に控訴を行う

3. まず検察官による起訴を行い、その後に公判に参加する

4. 裁判官との評議を行い、その後に法廷での公判に参加する
- 問5 日本の政治制度において、衆議院のみに認められている強い権限の一つに内閣不信任の決議があります。この決議が可決された場合、内閣が取り得る対応として適切な記述はどれですか。 (2025年 和歌山県公立入試 類似)

1. 10日以内に衆議院を解散するか、または内閣総辞職をする。

2. 直ちに国会を閉会し、すべての閣僚が個別に罷免されるのを待つ。

3. 衆議院議員の総選挙が行われるまで、解散も辞職もせずに職務を継続する。

4. 参議院の同意を得て、衆議院の解散を差し止める手続きを行う。
- 問6 裁判員制度の仕組みを説明した次の3つの記述のうち、内容が正しいもののみをすべて挙げたものはどれですか。
記述X：裁判官と共に、被告人が有罪か無罪か、および刑罰の内容を決定する。
記述Y：第一審の判決に納得がいかない場合に審理を行う高等裁判所の裁判に参加する。
記述Z：お金の貸し借りなどのトラブルを扱う民事裁判や、行政裁判にも参加する。 (2020年 熊本県公立入試 類似)

1. 記述X、記述Y、記述Zのすべて

2. 記述Xと記述Z

3. 記述Xのみ

4. 記述Xと記述Y
- 問7 日本の司法制度において、裁判所が、国会で制定された法律や内閣による命令・処分が、最高法規である憲法に違反していないかどうかを決定する権限を何といいますか。 (2025年 沖縄県公立入試 類似)

1. 弾劾裁判

2. 違憲審査権

3. 法律の公布

4. 行政代執行
- 問8 近代民主政治の基本原則の一つに、国家権力を複数の独立した機関に分け、相互に抑制と均衡を図る「権力分立」があります。この考え方を提唱したモンテスキューの著書と、彼が分立させるべきだと主張した三つの権力の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2023年 神奈川県公立入試 類似)

1. 『社会契約論』：立法権・執行権・裁判権

2. 『統治二論』：立法権・執行権・裁判権

3. 『法の精神』：立法権・行政権・外交権

4. 『法の精神』：立法権・執行権・裁判権
- 問9 日本の司法制度では、国民の権利を守るために一つの事件について三度まで裁判を受けることができる仕組みがとられています。この制度の目的を説明したものとして、最も適切なものを選びなさい。 (2023年 沖縄県公立入試 類似)

1. 裁判官だけでなく一般の国民が審理に参加することで、専門的な判断の偏りを是正するため

2. 被告人が自らの主張を整理するための十分な猶予期間を与え、刑務所に入る時期を遅らせるため

3. 裁判の回数をあえて増やすことで、判決が確定するまでの時間を短縮し、事件の迅速な解決を図るため

4. 裁判をより慎重に行うことで、事実と異なる間違った判決を下してしまうことを防ぐため
- 問10 近年の司法制度改革により、刑事裁判において犯罪の被害者やその遺族が公判に出席し、被告人への質問や意見陳述を行うことができるようになった仕組みを何といいますか。 (2023年 熊本県公立入試 類似)

1. 取り調べの可視化

2. 検察審査会

3. 日本司法支援センター

4. 被害者参加制度
- 問11 日本の国会において、法律案や予算の議決などで衆議院と参議院の意見が一致しなかった際、最終的に衆議院の議決を国会の議決とする、あるいは衆議院の議決を優先させる制度を何といいますか。 (2017年 三重県公立入試 類似)

1. 内閣不信任の決議

2. 三権分立

3. 参議院の緊急集会

4. 衆議院の優越
- 問12 法律や政令などの国の法令が憲法に違反していないかを判断する違憲審査権について、最終的な決定権を持つ日本の司法機関として正しいものを、次のうちから1つ選びなさい。 (2025年 徳島県公立入試 類似)

1. 国会

2. 高等裁判所

3. 最高裁判所

4. 内閣
- 問13 国会が「唯一の立法機関」であるという原則に基づいた、現代日本の法律の制定に関する仕組みとして正しい説明を選びなさい。 (2016年 静岡県公立入試 類似)

1. 国会で可決された法律であっても、内閣総理大臣が拒否権を行使した場合は、その法律は無効となる

2. 法律案の提出は内閣も行うことができるが、その内容を審議し、法律として成立させるかどうかを決定する権限は国会のみにある

3. 国会が閉会している間は、内閣が法律と同じ効力を持つ「緊急命令」を独自に制定し、国民の権利を制限できる

4. 法律案の提出権は国会議員のみに限定されており、内閣が法律案を国会に提出することは認められていない

答え合わせ・解説

問1	答え 1 国会だけが国の法律を制定する権限を持ち、他の機関による関与を必要とせずに単独で立法を行うことができること	日本国憲法における国会の地位を説明しています。明治憲法下では、天皇が立法権を持ち、帝国議会はその協賛機関に過ぎませんでしたが、現行憲法では国会が「国の唯一の立法機関」とされました。これには、国会以外の機関が立法を行うことを認めない「国会中心立法の原則」と、国会による立法に他の機関の参与（天皇の裁可など）を認めない「国会単独立法の原則」という2つの意味が含まれています。ただし、内閣による法律案の提出権や、最高裁判所による違憲審査権などは、この原則の例外や制約ではなく、三権分立に基づいた仕組みとして理解されます。
問2	答え 2 衆議院は参議院よりも任期が短く、途中で解散もあるため、参議院に比べてより国民の意思を反映しやすいと考えられているため。	二院制をとる日本において、衆議院は任期が4年（参議院は6年）と短く、また解散の制度があるため、その時々国民の意見（世論）が反映されやすい性質を持っています。この民主主義的な正統性の強さを背景に、重要な決定において衆議院の議決を優先させる「衆議院の優越」が認められています。なお、国政調査権は両議院がそれぞれ独立して持つ権限であり、衆議院にのみ認められた優越事項ではありません。
問3	答え 4 刑事裁判	裁判員制度の対象となるのは、殺人や強盗致死などの重大な犯罪を扱う第一審の貸した金の返済や離婚などを争う民事裁判は対象となりません。
問4	答え 1 法廷での公判に参加し、その後に裁判官と評議を行う	裁判員は選任された後、まず法廷で行われる公判（審理）に立ち会います。そこで証拠や証言を見聞きした後、別室で裁判官と共に話し合う「評議」を行い、判決を決定します。「控訴」は判決後の手続きであり、「起訴」は裁判が始まる前の手続きです。
問5	答え 1 10日以内に衆議院を解散するか、または内閣総辞職をする。	衆議院の優越が認められている内閣不信任の決議は、内閣がその職責を果たしていないと判断されたときに行使される権利です。憲法第69条の規定により、この決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職をしなければなりません。これは内閣が衆議院の信任によって成り立つ「議院内閣制」の根幹をなす仕組みであり、国民の意思をより強く反映させるための制度です。
問6	答え 3 記述Xのみ	裁判員制度において市民が参加するのは、第一審である地方裁判所での刑事裁判のみです。したがって、高等裁判所での審理を指す記述Yや、民事裁判・行政裁判への参加を指す記述Zは誤りとなります。裁判員は、裁判官と共に事実認定（有罪・無罪の判断）と、具体的な刑罰の重さを決める量刑の両方の役割を担います。このように市民が持つ感覚を裁判のプロセスに反映させることが、この制度の大きな特徴です。
問7	答え 2 違憲審査権	司法権を担う裁判所は、立法や行政による活動が憲法の理念に沿っているかをチェックする役割を持っています。この権限を行使し、最終的な判断を下す機関であることから、特に最高裁判所は「憲法の番人」と呼ばれます。国会議員に対して行われる弾劾裁判や、法律の内容を国民に知らせる公布とは性質が異なります。
問8	答え 4 『法の精神』：立法権・執行権・裁判権	フランスの思想家モンテスキューは、その著書『法の精神』において三権分立を体系化しました。彼は特に裁判権を他の二権（立法・執行）から切り離すことの重要性を強調しており、これらが同一の機関に属することを否定しました。なお、『社会契約論』はルソー、『統治二論（市民政府二論）』はロックの著書です。
問9	答え 4 裁判をより慎重に行うことで、事実と異なる間違った判決を下してしまうことを防ぐため	裁判も人間が行うものである以上、事実誤認や法の解釈の誤りが発生する可能性はゼロではありません。そのため、上の級の裁判所に改めて審理を求める仕組みを整えることで、より慎重に審理を尽くし、人権侵害につながる「間違った判決」が確定することを防ぐのがこの制度の最大の目的です。「迅速な解決」ではなく「慎重な審理」が優先されている点が重要です。
問10	答え 4 被害者参加制度	2008年から始まったこの制度は、刑事裁判において被害者の権利を守り、その声を直接裁判に反映させるために導入されました。これまでは証人として呼ばれる以外、傍聴席に座りただだった被害者側が、検察官の隣に座って証人への尋問や被告人への質問を行い、最終的な意見を述べるができるようになっていきます。これにより、被害者の視点を司法判断のプロセスに組み込むことが可能となりました。
問11	答え 4 衆議院の優越	二院制を採用している日本の国会では、両議院の判断が分かれた際に国政が停滞することを防ぐため、特定の事項において衆議院の判断を優先させる仕組みがあります。これは、衆議院が参議院に比べて国民の意思をより強く反映しているという考えに基づいています。
問12	答え 3 最高裁判所	国の法令が憲法に違反していないかどうかを判断する違憲審査権について、最終的な決定権を持つ司法機関は最高裁判所です。最高裁判所はその役割から「憲法の番人」とも呼ばれています。
問13	答え 2 法律案の提出は内閣も行うことができるが、その内容を審議し、法律として成立させるかどうかを決定する権限は国会のみにある	立法権の独占とその実務的な運用についての問題です。日本では議院内閣制をとっているため、国会議員による「議員立法」だけでなく、内閣が提出する「内閣提出法案（政府案）」も認められています。しかし、どちらの法案であっても、国会という場での審議と議決を経て初めて法律となるため、国会の「唯一の立法機関」としての地位は保たれています。一方で、明治憲法にあった緊急勅令（議会を通さずに法律と同等の効力を持つ命令を出す権利）は、国会の立法権を侵害するものとして日本国憲法では廃止されています。